

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年10月10日 開会

令和6年10月10日 閉会

令和6年10月10日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 17 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治 2 番 近 藤 千 鶴 3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学 5 番 佐 野 守 6 番 佐 野 均
8 番 伊 藤 照 男 9 番 近 藤 雅 隆 10 番 村 松 義 正
11 番 富 永 政 則 12 番 宮 島 孝 子 14 番 旭 一 昭
15 番 荻 真 教 16 番 後 藤 文 隆 17 番 佐 野 む つ み
18 番 内 堀 忠 雄 19 番 杉 山 弘 子

欠席委員

7 番 佐 野 強 13 番 遠 藤 光 浩

農地利用最適化推進委員出席委員

2 番 塩 川 金 彦 3 番 渡 井 清 孝 6 番 村 松 慎 一
7 番 土 井 一 彦 8 番 加 藤 文 男 9 番 藤 浪 庸 一
10 番 有 賀 文 彦 11 番 鈴 木 四 郎 12 番 篠 原 兼 義
13 番 牧 澤 邦 彦

欠席委員

1 番 土 井 治 4 番 渡 邊 勝 彦 5 番 竹 川 篤 志

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕 紀 子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

皆さん、資料はいいですね。

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは会議に入る前に、7番 佐野強委員、13番 遠藤光浩委員から、本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、14番、旭一昭委員と、15番、荻真教委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、14番 旭一昭委員と、15番 荻真教委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第47号から協第9号です。

初めに、報第47号から報第52号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 滝口主査

令和6年8月21日から令和6年9月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。朗読します。

報第47号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の2ページ及び3ページを御覧ください。朗読します。

報第48号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の4ページから7ページを御覧ください。朗読します。

報第49号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、6件の届出が受理されました。

続きまして、議案の8ページを御覧ください。朗読します。

報第50号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページから12ページを御覧ください。朗読します。

報第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、12件の届出を受理しました。

続きまして、議案の13ページを御覧ください。朗読します。

報第52号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、現地確認の上、3件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって報第47号から報第52号までは、報告済みといたします。

議第45号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の14ページを御覧ください。

議第45号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。申請地は山本で、ミニストップ富士岩本店の東に位置する農地です。

受人は山本にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。申請地は受人住宅の隣であり、口約束で受人が借りて耕作していたところ、当該申請農地を取得したく申請に及んだものです。受人は申請地で露地野菜を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は7,997.1

5平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び第3項は同一受人の案件となります。別冊航空写真は、2ページを御覧ください。申請地は星山で、丸エ砂利採取場の北に位置する農地です。

受人は富士見ヶ丘にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は申請地の隣で既に農地を所有し、耕作しており、経営規模を拡大する申請を行うものです。受人はレモンや柿などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1万1,617.91平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。申請地は外神で、外神陽光園の南に位置する農地です。

受人は宮原にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は現在、申請地に隣接する農地を所有耕作しており、今回、隣接する当該農地を経営規模拡大を目的として取得したいため、申請を行うものです。受人は、サツマイモ、落花生を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は5,729.68平方メートルで、稼働人員は1名です。

第5項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。申請地は上井出で、セブンイレブン富士宮上井出店の北に位置する農地です。

受人は上井出にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。受人は、現在、上井出で営農しており、今回、経営規模拡大を目的として行うものです。受人は芋、枝豆、大豆などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は5,911.38平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第6項及び第7項は、同一受人の案件となります。別冊航空写真は5ページを御覧ください。申請地は上井出で、見返集会所の南に位置する農地です。

受人は富士市一色にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は富士市で耕作しておりますが、朝霧高原周辺で農地を探していたところ、農地を見つけ申請を行うものです。受人はコーヒーなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は市外面積も含めて、1万9,951平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は、6ページを御覧ください。なお、第8項の議案の内容は、差替えとなっております。申請地は上井出で、朝霧霊園の南に位置する農地です。

申請地の筆の中で、の内となっている筆は、現在、分筆登記手続中となります。航空写真の中で、申請地外と記載されているところが、認定電気通信事業者の施設として使われているため、現在、その手続中となっております。3条許可申請からは、この部分を除いた面積での申請となります。面積につきましては、地積測量図の提出があり、特定されております。

受人は相模原市の法人で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になり、農地所有適格法人としての取得となります。受人は、現在、相模原市で大根などを栽培しています。出荷時期をずらすこ

とを目的として、相模原市と標高差がある申請地で、大根などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、市外面積を含めて3万9,115平方メートル、稼働人員は富士宮市在住の法人役員も含めて計5名となります。

第9項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。申請地は根原で、富士バイオテック株式会社の北に位置する農地です。

受人は根原の法人で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は、令和3年から申請地の一部の農地を渡人から借りて営農しておりましたが、今回、借り受けている農地とその周辺の農地を購入することを目的として、申請を行うものです。借り受けていた農地については、令和3年に作付したものの、土がやせており、その後、土壌改良を行っていたことから、現在まで収穫には至らなかったとのことですが、ようやく作付けが再開できる状況になったとのことで、今回、申請に至ったとのことです。受人は、キャベツ、ネギなどを栽培する計画です。受人の許可後、耕作面積は2万9,808平方メートルで、稼働人員は2名です。

説明は、以上となります。

議長

ただいまの上程議案のうち、6項から9項について、担当委員の調査報告をお願いします。

8番

8番 伊藤照男委員

ただいま審議中の議第45号6項と7項の調査結果について報告いたします。

本件は、農地法第3条に関わる所有権移転の許可申請です。

10月3日午後2時10分より、受人の立会いの下、佐野むつみ農業委員、事務局、私の3名で現地調査を行いました。申請地は、6項、7項の同時申請で、上井出のミルクランド付近、県道に接するまとまった土地で、現況は牧草地で、周辺は酪農地域にあり、渡人は牧草地として賃貸していましたが、返却され困っていました。受人は、許可決定、所有権移転後は、サツマイモ、各種野菜、梅の栽培、そのほか、用地の一部には、コーヒー栽培施設も計画しています。この地域でも、遊休農地が増える中、このように他地域からの農地利用者があることは歓迎するものです。

調査の結果、提出されている申請書のとおりであり、問題はありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

17番

17番 佐野むつみ委員

ただいま審議中の、第8項の調査結果について報告します。

10月3日午後1時30分頃、申請人親子、伊藤農業委員、事務局1名、私の4名で現地調査を

行いました。

内容については、事務局の説明どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願います。

以上です。

議長

1 番

1 番 脇坂英治委員

ただいま審議中の 9 項についての調査報告をいたします。

10月8日午前10時より、現地にて、申請人2名と、近藤雅隆委員、宮島孝子委員と、自分と、事務局の計6名にて調査いたしました。申請地は、東と北側を山林、東側を道路でありまして、先ほど事務局のほうから説明があったとおり、令和元年に耕作を始めるということで、申請がありましたが、土壌改良等が遅れていて、やっこの夏ぐらいから種をまいたりとかして、やりたいということでしたが、今現在、朝霧のほう、雨が降ったりするんですけど、それが局地的な大雨が降ったりして、地盤のほうが柔らかくて、大型機械が入れないということで、今現在も、石取りとかそういうことをやって、なるべく早く、本当だったら種も買ったりとかしてまく予定でしたが、今ちょっと遅れている状態ですけど、これから冬にかけて、もしまける種等あればまきたいということという報告でした。春先になれば、先ほど報告があったとおり、ネギとかそういうやつも植え付けていきたいということでありました。

事務局の報告どおり問題はないということですので、御審議のほどよろしく願います。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第45号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第45号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第46号、「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 滝口主査

議案の17ページを御覧ください。朗読します。

議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は8ページを御覧ください。申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は、現在借家に居住しておりますが、手狭のため、自己用住宅の建設を検討していたところ、本家から土地を借りられることとなったため申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地の元筆を分筆した上で、南側及び西側は、農地として残る形状としており、転用面積は適切な面積で申請されております。

申請地の周囲は、北を宅地、南と西を本家所有の農地、東を水路及び道路に接しますが、農地との間に見切りを設置する計画となっております。また、排水について、浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。申請地は、農業振興地域内農用地区域、いわゆる青地に当たりましたが、既に除外済みであり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、1種農地と判断しました。1種農地については、原則として転用許可ができませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと考えられるため、例外的に許可ができるものと判断しました。

申請地東側の水路については、河川占用の許可済みであり、接道についても問題ありません。使用を検討した土地の中で、地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しております。資金調達については、借入れを予定しております。許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は9ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が贈与により権利取得し、通行路に転用しようとするものです。受人は、申請地の奥に畑を所有しておりますが、管理のための通路の一部に申請地が入り込んでいることが判明したため、贈与で受け、通行路として使用するものです。申請地は小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

資金については、贈与後も現状のまま使用する予定であり、費用計上は予定しておりません。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項について、担当委員の調査報告をお願いします。

事務局、お願いします。

事務局 滝口主査

第1項の案件について、齊藤会長の担当案件ですので、事前に調査内容を伺っております。代読させていただきます。

10月4日1時30分から、代理人行政書士、土井推進委員、私、事務局1名で現地調査しました。

申請地は、青地の除外済みであり、農地が一团でまとまっているため、1種農地に該当しますが、申請目的が住宅であり、集落に接続されているため、建築は問題ないとの判断です。

申請地の南と西は、本家所有の農地であります。影響のないようにブロックで見切るということで問題ないです。東側の水路については、接道として使用するために、河川専用の許可も受けております。事務局の説明どおりで問題ありませんので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第46号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第46号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第47号 「非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の18ページを御覧ください。朗読します。

議第47号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は、10ページを御覧ください。申請地は星山で、丸エ砂利採取場の北に位置する農地です。戦後、農地法施行前の昭和22年頃、月日不詳ですが、周辺の造林と合わせて、申請者の先代が造林し、現在に至ったものです。10年以上前から山林であることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地と扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は、11ページを御覧ください。申請地は内房で、橋上配水池の東に位置する農地です。線引き前には、申請地に工場が建築されており、10年以上前から

宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地と扱って差し支えないと判断いたしました。現在、工場は貸しているとのことで、今後も継続して貸していくか売却するかを検討する中で、登記地目を整理するため申請を行ったとのこと。また、申請に代理人の行政書士に、本人申請かの確認を口頭で行っております。現在、工場として使用されており、都市計画法上の許可も不要で、問題ありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

16番

16番 後藤文隆委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について、報告します。

10月3日10時、申請者代理人、事務局、杉山委員、行政書士と私、5人にて、申請地で会い、話を聞きました。申請地は、地目が畑で、昭和22年、月日不詳で、農地法を知らず、戦後植林し、現在に至り、樹齢70年ほどのヒノキが植林されていました。申請地に隣接する東西と南側は、申請地同様、山林化しており、周囲には影響がなく事務局の説明のとおり問題ないと思われ。申請書のとおり、問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

14番

14番 旭一昭委員

ただいま審議中の、第2項について、現地調査を行いましたので御報告申し上げます。

先週の10月4日午前10時に、事務局1名と、私で現地調査を行いました。申請地は、内房小学校の北約3キロ、富士川の堤防と白鳥山に囲まれた橋上地区です。昭和53年に、農地のまま工場を建設し、以後46年間、工場敷地として使用したものです。申請者は、令和5年3月の相続のときに、農地であるということが判明したと、それまでは宅地であると認識しておったということでございます。長年、宅地にて利用されており農地への復元は困難でありますので、申請のとおり差し支えないのでこれを判断いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第47号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第47号は原案のとおり処理することに決定しました。

協第9号「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題された議案を御覧ください。朗読します。

協第9号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和6年10月1日付、富農第761号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

議案、「農用地利用集積等促進計画に関する意見について」を3枚めくっていただき、富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。

第1項から順に説明いたします。第1項及び第2項は、同一受人の案件となります。受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は、配分のみの第1項を加えまして、1万7,705平方メートルになります。

続きまして、第3項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。茶を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は、8万7,050.79平方メートルになります。

第4項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後の経営面積は9万3,817平方メートルになります。

第5項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後の経営面積は2万158平方メートルになります。

第6項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後の経営面積は2万4,998.61平方メートルになります。

続きまして、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）について」を御覧ください。こちらは、配分のみの計画となります。中間管理機構に貸し付けされましたが、その後、解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものになります。

第1項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は8年5か月となります。

第2項と第3項は、同一受人の案件となります。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。茶を栽培し、設定期間は9年6か月となります。

以上、農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題はありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。協第9号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員賛成〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第9号は原案のとおり処理することに決定しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、11月12日を予定しております。

以上もちまして、令和6年10月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時34分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 4 番

会議録署名人

1 5 番